

## 安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第134回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和6年2月21日（水）午後1時20分から午後2時21分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名（委員名簿非公開）
5 市側出席者	今吉部長（都市建設部） 山田課長、由井係長、黒岩主査、城田主事（都市計画課） 高木課長、高山課長補佐（建築住宅課）
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和6年2月26日

### 1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
- (4) 意見聴取
- (5) 審議案件
- (6) そ の 他
- (7) 閉 会

### 2 議事概要

#### 【1】報告事項

- ・第133回土地利用審議会議事録について  
…誤り等のないことを確認した。

#### 【2】意見聴取

#### 【3】審議案件

- ・意見聴取（1）：豊科地域特定開発第5-27号
- ・審議案件（1）：条例の運用について

#### 資料説明（事務局）

○ 今回開発地は、「既存の宅地に隣接」の要件を満たすために分筆したということか。  
→ 前回開発時に今回開発の余地を残すために分筆したとも推察されるが、証拠もないので断言できない。

隣接地の開発の際は、隣地に居住している地主が残地農地を引き続き耕作していくという理由でL字型の残地を発生させており、事務局としても合理的な理由と判断し、分筆もやむを得ないものと判断した経過がある。

○ 仮に今回開発が隣接地の特定開発と合わせて申請されていた場合、認定されなかったという解釈でよいか。

→ その通りである。複数区画の分譲を行う場合は基本集落に大半が接している必要があるが、開発地周辺には基本集落が存在していないため認定の見込みは無い。

○ 申請者は個人名だが実際にご本人が居住するのか。許可だけ取得して第三者に転売することも想定されるが。

→ 分家住宅などの属人性を伴う開発ではないため、第三者への転売を規制することは難しい。

○ 今回のような開発相談は他にも寄せられているのか。

→ 同様の開発相談は、複数寄せられているが、今後は類似の開発を防止していく必要があると考えており、指針の補足という形で資料を公表していきたいと考えている。

○ 事務局としては、本意見聴取案件については、開発を認めることもやむを得ないという考えか。

→ 今後は本意見聴取案件のような開発は防止していきたいと考えているが、本意見聴取案件については、予め公表しているルールに合致している状況であり、認めざるを得ないと考えている。

○ 意見聴取案件については、やむを得ないものとして所定の手続きを進めて頂いてよいか。

○ よい。

○ 審議案件については、資料公表の手法等、事務局で検討した上で進められたい。

→ 承知した。

(その他意見なし)

### 【3】その他

- ・次回審議会日程（事務局）

以上